

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月6日(木)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

### 3 出席委員

#### (1) 農業委員 (17名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
9番 太 田 憲 一 委員	10番 大 木 武 一 委員
11番 鈴 木 茂 委員	12番 佐 藤 正 剛 委員
13番 石 田 利 之 委員	14番 安 藤 幸 春 委員
15番 穴 澤 久 男 委員	16番 伊 藤 栄 治 委員
17番 渡 邊 弘 仁 委員	

#### (2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番 秋 山 菊 次 委員	20番 布 施 利 雄 委員
21番 加 瀬 安 男 委員	22番 並 木 昭 男 委員
23番 鎌 形 豊 委員	24番 山 崎 幸 治 委員
25番 塚 本 繁 雄 委員	26番 木 原 正 勝 委員
27番 江波戸 和 男 委員	29番 石 橋 誠 委員

### 4 欠席委員

#### (1) 農業委員 (0名)

#### (2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 13件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る  
意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
12件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 2 名  
(市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和元年6月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いいたします。

議長 本日、出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、  
総会は成立しております。  
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と  
いたします。  
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に  
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、7番布施行雄委員、8番小林須美子委員を指  
名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和元年度第2次農用地利用集積  
計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る6  
月4日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、  
農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14番 本件につきましては、去る6月4日、午後2時15分より、市民ふれあ  
いセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。  
内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基  
づく農用地利用集積計画を定めるため、令和元年5月27日に匝瑳市から  
諮問のありました別冊の令和元年度第2次農用地利用集積計画(案)を審議  
いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま  
す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げ

ます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願ひ  
します。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金杉勝城委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。  
最初に、利用権設定関係の番号12番について、審議・採決いたします。  
金杉勝城委員は退席をお願いします。

(金杉勝城委員 退席)

議 長 金杉勝城委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号12番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の利用権設定関係の番号12番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号12番の内容を説明】**

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和元年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号12番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号12番について、採決に入ります。  
議案第1号の利用権設定関係の番号12番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(金杉勝城委員 着席)

議 長 金杉勝城委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

利用権設定関係の番号12番を除き、事務局より説明をお願いします。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号12番を除き内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和元年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号12番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号12番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号12番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番から8番まで及び10番から12番までは、利用権設定に関する件であります。番号9番及び13番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から13番までを議案書を基に朗読】

番号1番から9番まで及び番号11番から13番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号4番から8番までは、議案第4号の番号6番から10番までの一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

また、番号10番について、現在、譲受人が耕作する農地を確認したところ、効率的な営農がされていないと思われる農地がありました。そのことに関し、譲受人に状況を確認したところ、一部は近々栽培をする予定、残りの一部は土壌改良を行った後、栽培をするとのことでした。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

17番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

5番 　番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

番号4番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思  
います。

番号5番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思  
います。

番号6番から8番までの譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生  
ずるおそれはないと思います。

12番 　番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

9番 　番号10番について、譲受人の耕作する農地に、耕作がされていないと  
思われる農地がありますが、間もなく栽培等がされる予定であるとのこ  
とで、問題ないと思われ  
ます。

15番 　番号11番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

番号12番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することと共に、番号4番から8番までについては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第3号、議案書を基に朗読】**

番号1番について、当初計画者は、申請地に専用住宅の建築を計画しておりましたが計画を断念したため、新たに承継者が事業用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、当初事業計画者は、娘のための住宅建築を計画しておりましたが、事情が変わり事業の実施を断念したそうです。承継後の事業計画は、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から12番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、資材置場、作業場及び駐車場用地として田179㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番から4番までの譲受人は同一です。申請地を資材置場用地として田2筆計2,313㎡の内2,122.42㎡及び畑8筆計6,043㎡の内5,232.63㎡、合計7,355.05㎡を借り受け計画するものです。農地区分は問題ないと思いますが、事業が申請書どおりに実施されるか疑問があります。

番号5番について、11台分の車両置場及び11台分の車両展示場用地として畑598㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号6番について、営農型太陽光発電設備用地として畑1,240㎡の内0.25㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、営農型太陽光発電設備用地として畑1,240㎡の内3.66㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番から10番までの譲受人は同一です。申請地を営農型太陽光発電設備用地として畑3筆計1,621㎡の内3,744㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号11番について、専用住宅用地として畑1,584㎡の内193㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号12番について、専用住宅用地として畑490㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 　番号1番について、譲受人は建設業を営んでおりますが、事業で使用する資材置場や作業場所が不足しているため、申請地を資材置場、作業場及び駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

7番 　番号2番から4番までについて、申請地の近接地で行う小規模林地開発事業で発生する土砂を処分先へ搬出するまでの間、申請地を一時的な土砂置場として利用し、許可期間満了までに申請地を農地復元するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的は問題ないと思いますが、農地復元までの事業計画に曖昧な点があることから、慎重に検討すべきではないかと思えます。

1番 　番号5番について、譲受人は自動車等の整備、販売を行う会社に勤務しておりますが、近く独立し事業を始めるため、申請地を業務用の車両置場及び車両展示場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われませんが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 　番号6番について、譲受人は平成28年7月に一時転用許可を受け、申請地で営農型太陽光発電事業を行ってきましたが、許可期間の3年が満了することから、今回、事業継続のため新たに許可を受けようとするものです。農地区分については、農用地区域内農地です。これまで周辺農地への影響も見受けられず、また、地域農家からの苦情等も聞かれないことから問題ないと考えます。

番号7番について、譲受人は平成28年7月に一時転用許可を受け、申請地で営農型太陽光発電事業を行ってきましたが、許可期間の3年が満了することから、今回、事業継続のため新たに許可を受けようとするものです。農地区分については、農用地区域内農地です。これまで周辺農地への影響も見受けられず、また、地域農家からの苦情等も聞かれないことから問題ないと考えます。

番号8番から10番までについて、譲受人は平成28年7月に一時転用



許可を受け、申請地で営農型太陽光発電事業を行ってきましたが、許可期間の3年が満了することから、今回、事業継続のため新たに許可を受けようとするものです。農地区分については、農用地区域内農地です。これまで周辺農地への影響も見受けられず、また、地域農家からの苦情等も聞かれないことから問題ないと考えます。

3 番 番号11番について、譲受人は妻、子1人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、実家近くの申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われませんが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

14番 番号12番について、譲受人は妻、子2人、両親と実家で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、実家近くの申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

15番 番号2番から4番までについて、その他の案件とは別に審議採決してはどうかと思います。

議 長 番号2番から4番までは、その他の案件と別に審議採決してはどうか、との意見がありました。これに御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、番号2番から4番までは、他の案件とは別に審議採決します。番号2番から4番までを除き質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番から4番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申

請に係る意見決定について」の番号2番から4番までを除き、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 引き続き、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。  
番号2番から4番までについて、質疑、御意見はございませんか。

17番 農地復元までの事業計画に曖昧な部分があり、申請どおり事業が実施されるか疑問があります。

12番 申請書の事業計画の内容にて事業が実施されるか疑問があるとの内容を付して進達してはいかがかと思えます。

議 長 意見を付して進達してはいかがか、との意見がありますが、農地区分や転用目的に問題はないと思われませんが、農地復元までの事業計画に曖昧な点があることから、申請どおりの内容にて事業が実施されるか疑問があるとの意見を付けて県へ進達したいと思えますが、これにご意見ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番から4番までについて、農地区分や転用目的に問題はないと思われるが、申請どおりの内容にて事業を実施されるか疑問があるとの意見を付けて県へ進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容につ

いては、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理しました。

議長 　　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 　　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、  
議案第1号 令和元年度第2次農用地利用集積計画(案)について（別冊）  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 13件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係  
る意見決定について 1件  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につい  
て 12件  
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件  
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和元年6月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉  
会いたします。